

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 男女参画こども局・こども未来課

法令名	児童福祉法	法令番号	昭和22年164号		
手続名	社会福祉法人への譲渡財産等の返還命令	根拠条項	56条第3項		
処分基準	社会福祉事業法第56条（昭和26年3月29日法律第45号）の規定に反するとき				
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 こども未来課	交付機関 こども未来課	目次 No.